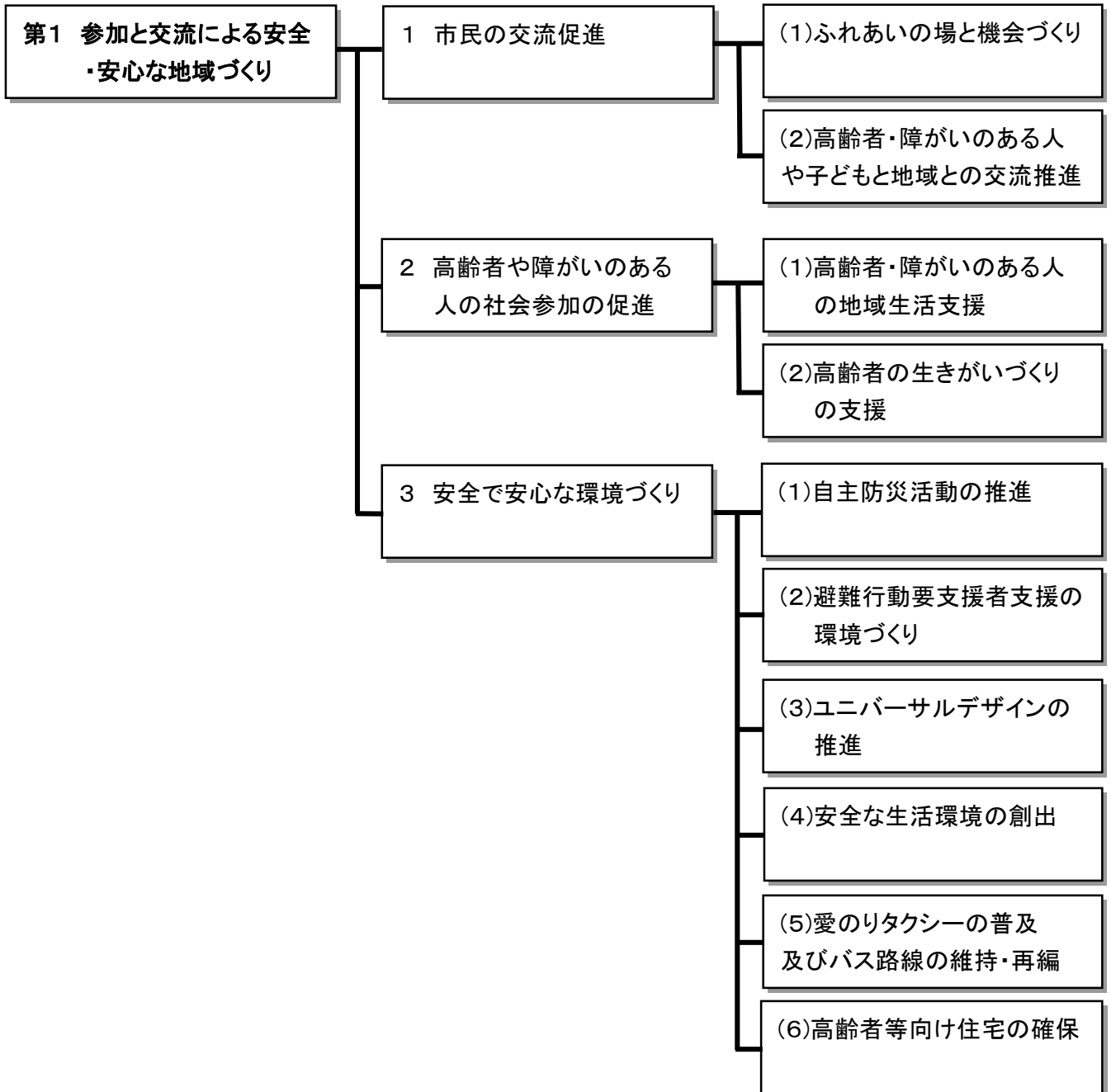
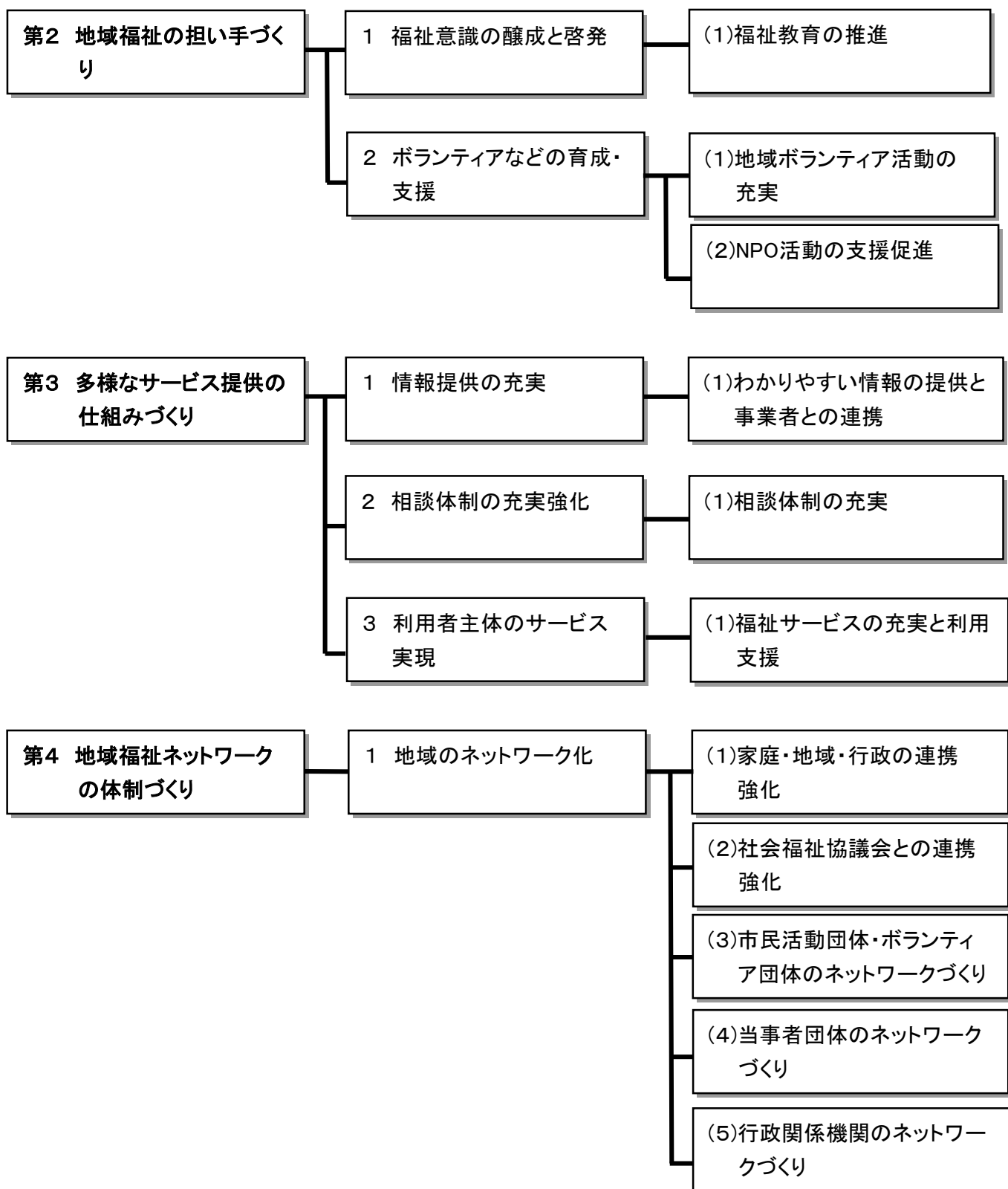


第6章 計画の内容

○ 計画の体系





第1 参加と交流による安全・安心な地域づくり

1 市民の交流促進

(1) ふれあいの場と機会づくり

【現状と課題】

家族形態や生活様式の変化などにより、高齢者などの単身世帯や、高齢者のみ世帯、ひとり親世帯など様々な世帯状況の中で、地域での交流が少なくなり、日常生活の中で不安や孤立を感じるようになってきています。

本市では地域の自治会が中心となって、自治会加入と地域活動への積極的な呼びかけを行っており、各地域の行事においては、子どもから高齢者まで参加できるよう工夫を凝らした活動を行っています。

市の委託事業としては、ひとり暮らし高齢者等訪問サービスを行っており、地区社会福祉協議会において「ふれあいチーム」による見守り支援を実施していますが、地域に温度差があることから、全市的な展開になるよう事業周知や関係者間の情報共有を図る必要があります。

また、日常の困りごとへの対応や、見守り活動など、地域の住民同士が支えあう体制づくりを整備し、誰もが安心して暮らし続けることができる地域を実現していく必要があります。

課題としては、地域活動の中心となる役員の高齢化や長期在任化、行事などの参加者の減少、次代の担い手不足など共通の課題を抱えていることから、活動の効果的な情報発信や参加しやすい環境を整備するなど、各地域の実情に応じて実践できる仕組みづくりが求められます。

【今後の取組】

① 住民同士が交流できる場づくり

アパートやマンション住まいなどで住民同士のつながりが希薄になっていることから、住民が社会活動や地域活動など、あらゆる分野に参加できる機会や環境づくりを進め、積極的に参加する意識を育みます。

また、子どもから高齢者まで幅広い市民が交流できる仕組みや機会をつくり、様々な価値観のある人たちが共に協力しあうまちづくりを推進していきます。

② 地域の連携による支援体制づくり

自治会、民生委員・児童委員や社会福祉協議会などと連携を図り、ひとり暮らしの高齢者や障がいのある人などに対し、在宅福祉サービスの実施や見守り支援、健康づくり活動など、地域の支援体制づくりや困ったときに支えあうネットワークづくりを推進します。

(2) 高齢者・障がいのある人や子どもと地域との交流推進

【現状と課題】

地域の高齢者と児童生徒が交流する取組が行われています。

また、年1回開催されるわっくわっく広場交流大会や障がい者スポーツ交流会では、高齢者や障がい者などが市内全地域から集まり、軽スポーツや室内ゲームを通じた交流が行われています。

新型コロナウイルスの影響により、これまで行われていた活動が制限されるなど、交流機会が減少したことから、感染症対策を講じた新たな方法で活動を継続していく必要があります。

また、2017年（平成29年）には「伊達市やさしい心がかよいあう※2手話言語条例」が施行され、手話を言語として、ろうあ者と健常者がお互い理解しかよいあう社会になるよう進めています。

地域に住んでいるあらゆる人が分け隔てなくふれあえる場を確保し、地域住民が集い交流を深める拠点づくりが求められています。

今後の取組

① 世代間交流の促進

コミュニティセンターなどの集会所を活用し、高齢者や障がいのある人、子育て中の親や子どもなど様々な世代が楽しく自由に交流できる場を確保していきます。

保育所の児童が老人ホームを訪問し、歌やお遊戯などを通じた交流を行うほか、児童生徒による福祉施設でのボランティア活動を実施するなど、引き続き多様な交流を進めていきます。

② 障がいのある人と地域との交流促進

地域、社会福祉協議会などと連携して、障がいのある人の地域活動への参加を促します。

聴覚に障がいのある人には手話通訳者を派遣するとともに、引き続き手話通訳協力員の養成を行っていきます。

また、視覚に障がいのある人には、※3カラーユニバーサルデザインや外出支援などの取組を行い、引き続き障がいのある人が地域住民と交流しやすい環境づくりを進めていきます。

※1 手話言語条例：手話を言語として認め、手話を日常生活に取り入れ、ろうあ者と健常者が共生できる社会を目指す条例

※2 カラーユニバーサルデザイン：色の見え方が一般と異なる人にも情報がきちんと伝わるよう、色使いに配慮したユニバーサルデザインのこと。

2 高齢者や障がいのある人の社会参加の促進

(1) 高齢者・障がいのある人の地域生活支援

【現状と課題】

閉じこもりや外出が困難な高齢者や障がいのある人の孤立、認知症や寝たきり、生活機能の低下などを予防するため、伊達市※1地域包括支援センターや伊達市障がい者総合相談支援センターなどが中心となり、自治会や民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会と連携を図りながら在宅生活での様々な相談に対応し支援をしています。

今後は、関係機関と地域住民が連携・協力し、地域で悩みや相談に適切に対応できるネットワークづくりが求められます。

今後の取組

① 高齢者・障がいのある人の孤立化を防止し、地域生活を支援

閉じこもり、認知症、寝たきりなどを防ぐためには、高齢者などの外出を支援することが大切です。住民同士が継続して介護予防に取り組むことができるように自主グループの立ち上げと活動支援を実施し、介護予防や重度化防止を図ります。

また、自治会や民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会、老人クラブなどの見守りや声かけなどによって高齢者や障がいのある人の孤立化を防ぎ、支援を受けながら地域の中で持続的に生活することができるよう進めていきます。

② 地域の見守り活動の推進

日常生活において問題が発生した場合に、近所や自治会、行政などに迅速に情報が伝わり、地域や住民がすぐに支援できる体制づくりを地域と協働して進め、問題発生を未然に防ぐ、あるいは見逃さない体制を整備していきます。

また、※2生活支援体制整備事業により、住民同士で日常の困りごとへの対応や見守り活動など、地域での支えあい、助けあう体制づくりを進めていきます。

③ 障がいのある人の就労機会の確保

障がいのある人の雇用を促進するため、胆振日高障がい者就業・生活支援センター「すて〜じ」の活用により事業所との連携体制の整備と強化を図るとともに、ハローワークや関係機関からの情報提供を基に制度などの周知を行います。

※1 地域包括支援センター：社会福祉協議会が市の委託を受けて、公正・中立の立場を基本として、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活が送れるよう支援する総合機関

※2 生活支援体制整備事業：地域に「協議体」や「生活支援コーディネーター」を配置し、高齢者を支える地域づくりを進めていく事業

(2) 高齢者の生きがいつくりの支援

高齢化社会では、高齢者ができる限り健康を保持し、介護を必要とする状態にならないように、生きがいや社会との関わりを持ち続けることが重要となります。

高齢者が、年齢にとらわれることなく自主的に活動し、自立した生活を送ることができるよう社会参加を通じた生きがいつくりを促進するため、自主活動グループなどの育成や活動支援を行っています。

また、自主活動が各地域に広がるよう取組を広域的に進めるとともに、ボランティアや就労などを通して、高齢者が活躍できる仕組みづくりを構築していく必要があります。

今後の取組

① 高齢者の社会参加の促進

高齢者の社会参加は、知識や経験が生かされるだけでなく生きがいにもつながることから、各種ボランティア活動の周知や参加しやすい環境づくりを進めるなど、必要な支援を行っていきます。

また、介護予防教室は、これまで実施していない地域で開催し、活動の普及と新たな地域での自主活動グループの発足を目指します。

さらに、※1いきいき百歳体操を普及させるため、指導者などリーダー的役割を担う人材の養成講座をはじめ、※2音楽健康指導士を含めたボランティアの活躍の場を広げることができるよう、社会福祉協議会と連携して取り組みます。

② 高齢者の就労機会の確保

※3介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービス事業をシルバー人材センターに委託したことにより、就労の場の確保に繋がっています。

引き続き、生活支援サービス担い手育成研修をはじめとした研修の実施や雇用の場の創出を進めます。

また、広報紙での周知など、シルバー人材センターの地域に密着した活動を支援し、高齢者の就業機会の拡大や社会参加、生きがいの充実を促進します。

※1 いきいき百歳体操：高知県が開発した「おもり」を使った効果的な筋力運動を伊達市版にアレンジした体操

※2 音楽健康指導士：一般社団法人日本音楽健康協会が認定する資格で、健康カラオケ機械を使用し、「音楽健康セッション」のアシスタントを行うことができる資格のこと。

※3 介護予防・日常生活支援総合事業：高齢者の介護予防と日常生活の自立を支援することを目的とした事業

3 安全で安心な環境づくり

(1) 自主防災活動の推進

【現状と課題】

近年、異常気象による自然災害が増加しており、市民の防災に対する関心は高まっています。今後も、災害から自らを守るための意識や知識を高めることが肝要です。

また、緊急時や災害発生時には、市民による互助・共助がとりわけ重要で、地域での自発的な活動が防災や減災につながることから、※1自主防災組織の普及や加入を促していく必要があります。

今後の取組

① 防災知識の普及・啓発及び防災訓練の実施

市民の防災意識向上などを目的に、※2防災アドバイザーによる広報紙へのコラム掲載や防災講演会を実施します。

また、市内各地区での避難訓練や、地域全体での大規模な防災訓練を実施し、地域と協働のもと市民の防災意識を高めるための支援を行うとともに、新しい情報伝達のあり方を検討します。

② 自主防災組織の結成促進

自治会を中心とする自主防災組織は、地域の防災に重要な役割を果たすことから、組織の結成を支援し、資器材の整備費や活動経費の助成を引き続き行っていきます。

また、「自主防災組織結成の手引き」を活用するなど、一層の周知を図ります。

(2) 避難行動要支援者支援の環境づくり

【現状と課題】

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみで構成される世帯が増えており、災害発生が予測される時に、自力で避難することが困難な高齢者や障がいのある人を、近くに住む人や各団体が連携しながら、いち早く支援していくことが必要になります。

そのため、平常時から支援が必要となる対象者の把握とその対策を講じておくことが大切であり、各関係者、関係機関相互で必要な情報を共有し、誰がいつ、どう支援するか、あらかじめ検討することが求められます。

※1 自主防災組織：地域やグループで自主的に結成し、災害に備えて被害を予防・軽減するための活動組織のこと。

※2 防災アドバイザー：訪問先で防火や防災、救急事故に関するアドバイス（助言・指導）を行う人

今後の取組

① 避難行動要支援者の把握と支援体制の構築

「伊達市避難行動要支援者対策計画」に基づき作成された避難行動要支援者名簿を活用し、実効性のある避難支援を図ります。

また、警察、消防、自治会、社会福祉協議会及び民生委員・児童委員など関係者で情報を共有し、災害発生に備えた支援体制を構築していきます。

② 地域ぐるみによる支援体制の整備

「伊達市避難行動要支援者対策計画」に基づき指定された福祉避難所、自治会（自主防災組織）及び各関係機関と避難訓練を実施するなど、災害時の連携確認を進めます。

(3) ユニバーサルデザインの推進

【現状と課題】

歩道の段差解消や点字ブロックの設置、歩きやすい舗装など安全な歩行者空間の確保に努めています。

また、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく伊達市※1バリアフリー構想を策定した際に、「高齢者・障がい者等へのアンケート」や市民参加の「まちあるき」を実施し、利用者の様々な意見を反映できるようにしました。

引き続き、※2ユニバーサルデザインに配慮した取組や、各施設とそれらを結ぶ経路の一体的なバリアフリー化を計画的に推進します。

今後の取組

① 計画段階における市民の参画

バリアフリーのための改修や公共施設の新たな建設にあたっては、今後も計画段階から利用者などの様々な意見が反映できるように進めていきます。

② 安全な歩行者空間の確保

点字ブロックの設置や歩道の段差解消を引き続き行うとともに、新施設については点字案内板を設置するなどユニバーサルデザインの考え方を導入し、安全な歩行者空間を確保していきます。

※1 バリアフリー：高齢者や障がい者のある人などの社会生活におけるさまざまな障壁を取り除き、誰もが暮らしやすい社会環境を整備するという考え方のこと。

※2 ユニバーサルデザイン：障がいの有無、年齢、性別、人種などに関わらず多様な人々が利用しやすい都市や生活環境をデザインすること。

(4) 安全な生活環境の創出

【現状と課題】

地域における犯罪の防止と生活の安全と安心を図る取組を、学校や警察など関係機関の協力を得て進めてきました。

地域と関係機関が連携しあって、高齢者や障がい者、子どもを含めた生活者の視点に立った防犯や交通安全対策を検討していく必要があります。

今後の取組

① 高齢者や子どもを含めた生活者の視点に立った防犯や交通安全

自治会にLED防犯灯の設置などを補助し、児童の安全確保のため学校通学路に防犯灯の設置を行うとともに、各地域の防犯協会や警察機関と協力し、市内のパトロールや街頭啓発を引き続き行っていきます。

近年、車上荒らしや窃盗の被害が多く発生し、不審者情報も依然として多く寄せられていることから、犯罪の防止や犯罪に遭わないための意識啓発と情報提供を行います。

また、犯罪に巻き込まれないための知識や防止策について、犯罪被害の具体例や相談方法なども情報提供を行っていきます。

児童生徒には交通安全教室などを実施し、交通ルールやマナーを身につける取組を行っていきます。

さらに、増加する高齢者ドライバーの交通事故防止について、関係機関と協力して、高齢ドライバーの自覚を促す取組や、運転免許証の自主返納に繋がる取組を進めます。

(5) 愛のりタクシーの普及及びバス路線の維持・再編

【現状と課題】

本市では独自に、会員制乗り合いタクシー事業「※1愛のりタクシー」を実施し、利用者の拡大を進めてきました。

引き続き、通院や買い物での移動において、高齢者の負担を軽減する安くて便利な交通手段の確保が望まれます。市内交通資源の実態把握に努め、実情にあった新たな地域交通体系を検討していく必要があります。

※1 愛のりタクシー：伊達ウェルシーランド構想の一環として、60歳以上の高齢者を対象とした会員制のドア・ツー・ドアの乗り合いタクシーのこと。

今後の取組

① 愛のりタクシーの利用拡大

高齢者の生活の足の確保を図るとともに、地域経済の活性化を図ることを目的としており、認知度向上を目的とした広報紙による周知活動や利用者の利便性の向上のために随時サービスの見直しを行い、利用拡大に努めます。

② バス路線の維持・再編

人口減少と高齢社会に対応した交通体系の確立に向けて、市内に存在する交通資源の実態把握や過去に行われた各種調査の結果分析などを通じて、市民を取り巻く交通の現状を把握し、まちにふさわしい地域交通体系を検討します。

(6) 高齢者等向け住宅の確保

【現状と課題】

駅前団地、ほのぼの団地に高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）が整備されています。ここでは※1LSA（生活援助員）を配置し、入居者の生活指導、相談、緊急時の対応などを行い、高齢者や障がいのある人が安心して生活できる環境づくりを行っています。

引き続き、高齢者などが安心して暮らせる住まいづくりが必要となります。

今後の取組

① 住宅確保要配慮者向け住宅の確保

「伊達市住生活基本計画」に基づき、住宅確保要配慮者向けの公営住宅の確保を行い、住宅困窮度に応じた入居への対応を引き続き行っていきます。

高齢者などの世帯については、1階の住宅への入居を案内することとしています。従前から2階以上の入居者で生活に支障をきたしている世帯については、1階の住宅への住み替えを推進していくとともに、今後、老朽化などにより大規模な内部改修が行われる場合には、段差の解消や手すりの設置、浴室の整備など、高齢者や障がいのある人の特性に配慮した住宅改善を推進します。

また、※2伊達ウェルシーランド構想のひとつである民間活力を利用した高齢者向けの優良賃貸住宅（伊達版安心ハウス）の啓発に努め、空き家を有効活用して、生活の安定や自立の促進に係る取組を進めます。

※1 LSA（生活援助員）：Life support adviser の略。シルバーハウジングなど高齢者が居住する集合住宅において、日常生活の生活指導・相談、安否確認、一時的な家事援助などを行うための要員のこと。

※2 伊達ウェルシーランド構想：官民協働により高齢者が安全に安心して生活することができる豊かなまちづくりを進めるとともに、高齢者の求めに応える新たな生活産業を創設し、働く人たちの雇用を促進し、豊かで快適な活力ある暮らしの実現を目指すもの。

第2 地域福祉の担い手づくり

1 福祉意識の醸成と啓発

(1) 福祉教育の推進

【現状と課題】

障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶ※1インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた、共生社会の形成が求められています。障がいのある児童生徒の自立や社会参加を促すため、乳幼児期から中学校までの一貫した支援を目指し、幼稚園・保育所、学校、医療機関の関係機関などと連携し、※2特別支援教育を進めてきました。

子育てや教育に関する様々な悩みを抱える保護者の教育相談を実施するほか、校内※3特別支援教育コーディネーターや※4特別支援教育支援員・介護員を対象にした研修など、障がいについての理解を深め、個に応じた適切な支援を充実させるための研修を行いました。学校においては、児童生徒一人ひとりの障がいに応じて個別的教育支援計画及び指導計画を作成し、効果的な支援を進めるとともに、評価を踏まえ見直しや改善を行うなど、継続的な指導を行っています。

今後の取組

① 障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育的支援

特別支援教育に対するニーズは高まっており、就学前など早い段階から保護者が特別支援教育について理解を深められるよう、教育相談や特別支援教育の説明を行い、保護者との情報共有を図っていきます。

障がいのある子どもと障がいのない子どもが、レクリエーションや体験活動とともに楽しめる交流の場やイベントを実施していきます。

② 人権教育・啓発の推進

地域に暮らす人たちがともに支えあう社会意識を育むために、人権についての知識を学び、主体的に活用し、人権を尊重する態度を育むための人権教育や啓発を進めていきます。

③ 福祉に関する学習機会の提供

地域の特長や資源を活かし、学校教育など様々な福祉に関する学習機会の提供を通して知的関心を深めるとともに、体験を通してボランティア活動の理解と関心を高めていきます。

2 ボランティアなどの育成・支援

(1) 地域ボランティア活動の充実

【現状と課題】

本市では、福祉ボランティアをはじめ、文化・観光など多様なボランティア団体が様々な活動を行っていますが、近年では人員不足や高齢化などにより担い手の確保が課題となっています。

新型コロナウイルスの影響により交流や活動の機会が減少したことから、活動内容や活動方法の見直しを検討していくほか、ボランティア団体同士や関係機関との交流の場の創出も検討していく必要があります。

社会福祉協議会ではボランティアセンターを立ち上げ、ボランティアに関する総合的な窓口と、ボランティア団体と利用者との間を取り持つ役割を担っています。今後もボランティアセンターの機能の充実を図り、やりがいのある活動の場の提供を進めていくことが大切です。

また、若い世代などがボランティア活動に積極的に参加できるように支援活動を展開し、地域福祉の担い手として活動できる環境づくりに取り組めます。

今後の取組

① ボランティアネットワークの整備

社会福祉協議会において各団体の情報発信や交流会を引き続き行っていきます。ボランティア団体同士の交流を通して活動の活性化を図り、ネットワーク機能の充実を進めていきます。

② 活動拠点の活用と相談窓口の充実

ボランティアセンターを設置し、引き続きボランティアの受付や斡旋を行っていきます。今後もボランティアをしたい人、受けたい人のニーズを集約し、円滑なサービスの提供・利用が進むよう、相談窓口の充実を図ります。

③ 担い手の確保と人材育成

市民のボランティア活動への参加を促すため、「胆振地区地域支え合い活動推進セミナー」などの参加を支援していきます。福祉への理解や知識を深めることで、地域でのボランティア活動を担える人材の育成を図ります。

-
- ※1 インクルーシブ教育システム：障がいのある子どもを含むすべての子どもに対して、子ども一人ひとりの教育的ニーズにあった適切な教育的支援を「通常の学級において」行う教育のこと。
 - ※2 特別支援教育：障がいのある幼児、児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため適切な指導及び必要な支援を行う教育のこと。
 - ※3 特別支援教育コーディネーター：発達障がいを含む障がいのある児童生徒の特別支援をするための教育機関や医療機関との連携、関係者（家族）への相談窓口を行う専門職を担う教職員のこと。
 - ※4 特別支援教育支援員：幼稚園、小中学校、高等学校において、発達障がいを含む障がいのある児童生徒に対し、食事、排泄、教室の移動補助などの学校生活の介助や、学習活動をサポートする人

④ 地域活動の情報交流の充実

ボランティア活動を普及するためには、地域と密接に連携する必要があることから、地域やNPO、ボランティア団体による活動情報を収集し、社会福祉協議会や民生委員・児童委員との連携を図るため、ボランティアフォーラムなどを通して情報交流と連携強化を図ります。

⑤ 学校におけるボランティア活動

学校教育においては、総合的な学習の時間を活用して、老人ホームや福祉施設でのボランティア活動を継続していきます。

今後も地域の高齢者や障がいのある人との交流や、ボランティア体験を通して福祉意識の啓発を推進します。

⑥ 青少年によるボランティア活動

成長過程の中でボランティア活動を体験することで、社会性や心豊かな人間性が育まれることから、地域と協働して青少年によるボランティア活動を推進していきます。

また、次代の福祉の担い手として継続して活動に取り組めるように、青少年のボランティア活動への理解とボランティアサークルの結成を促進します。

(2) NPO活動の支援促進

【現状と課題】

市民が主体となった地域社会を形成していくうえで、NPO団体は重要な役割を担っています。

本市では市民活動情報誌を窓口などに設置し、NPO団体の活動紹介や各種イベントの周知を行っています。

また、市民活動センターやコミュニティセンターは市民活動の拠点として、市内の活動団体を中心に幅広く活用されています。今後も活動の場を確保し、活発的な活動が進んでいくよう支援していきます。

今後の取組

① NPOの活動拠点の整備・支援の促進

NPO団体の活動紹介や各種イベントの告知、情報収集・発信などの様々な活動を支援します。

市民活動団体の健全な発展を促すため、NPO法人設立に関する情報提供や、構成員が固定化、高齢化している団体の運営について支援する取組を進めます。

また、市民活動センターやコミュニティセンターが活動の場として利用できるよう推進します。

第3 多様なサービス提供の仕組みづくり

1 情報提供の充実

(1) わかりやすい情報の提供と事業者との連携

【現状と課題】

現代社会において、情報の取得は日常生活や社会参加に欠かせないものになっています。本市ではホームページや広報紙などで、随時情報提供を行っています。

地域住民にとって、より利便性の高い方法で情報が入手できるよう、ホームページや※1 SNSなど様々なツールを通じて情報提供を行うとともに、わかりやすい情報を提供するための工夫と充実に努めます。

【今後の取組】

① 福祉サービスの情報提供の検討

福祉サービスに関する情報は市ホームページや広報紙に掲載しているほか、最新情報は※2 facebookや※3 LINEでも公開しており、引き続き様々なツールで誰でもわかりやすい福祉サービスの情報提供の充実に努めていきます。

また、福祉に関するパンフレットを各窓口で配布するなど、継続した情報提供に取り組めます。

② 福祉事業者に関する情報提供の推進

福祉サービスの質の向上を図るため、民間事業者などに対し事業内容の公開に取り組むよう継続した働きかけを行うとともに、市ホームページや独立行政法人福祉医療機構が運営している福祉・保健・医療の情報を総合的に提供している情報サイトなどを通して、福祉サービスの内容や費用について積極的に情報提供を行います。

※1 SNS：Social Networking Service の略。インターネットを介して人と人のつながりをつくるネットワークサービス

※2 facebook：原則利用者が実名で登録して写真などを投稿し、友人と共有できるサービス

※3 LINE：通話やメールができるコミュニケーションアプリのこと。

2 相談体制の充実強化

(1) 相談体制の充実

【現状と課題】

様々な困りごとや悩みごとを抱える人が増えている中、福祉や生活に関する相談が多く寄せられており、相談体制の充実とその解決が望まれています。

障がいのある人（児）に対する様々な相談業務は、市が北海道社会福祉事業団に委託し「相談室あい」で、高齢者の相談は、社会福祉協議会に委託し、地域包括支援センターでそれぞれ行っております。

子育てに関する相談は、乳幼児の定期健診や子育て支援センターで行っているほか、市窓口においても家庭状況や子どものケースに合わせた助言・支援を行っています。

さらに、生活困窮者相談は社会福祉協議会や※1行政相談員で、ひとり親家庭などの相談については、※2母子・父子自立支援員を通して行っており、それぞれのサービスなどに関する相談を適切かつ迅速に解決するよう取り組んでおります。

今後の取組

① 福祉サービス全般に関する相談や苦情等解決の推進

市や事業所で解決できないものについては、その内容に応じた適切な対応ができるよう、ケース会議やサービス利用調整会議を開催し、関係機関との連絡体制を確立します。

高齢者や障がい者、子どもなどに関する各種相談・虐待の通報を受け付けるとともに、市ホームページでも虐待防止を継続的に呼びかけていきます。

② 子育ての相談支援の推進

子どもたちが健やかに育ち、保護者が子育てに喜びを感じながら生活できるよう、子育てに関する多様な相談支援を継続していきます。

乳幼児の定期健診では、それぞれの年齢に合わせて発育や発達の状況を確認するとともに、引き続き育児に関する相談を受け付け、指導を行っていきます。

また、今後も※3地域子育て支援拠点において、乳幼児と保護者が交流できる場を確保しながら相談や情報提供などの支援を行っていきます。

すべての家庭が安心して子育てができるよう、引き続き関係機関や庁内組織において連携しながら一体的な支援を進めるとともに、相談支援体制の充実に努めていきます。

※1 行政相談員：行政相談委員法に基づき、各市町村に設置される役職で総務大臣から委嘱を受けた人

※2 母子・父子自立支援員：ひとり親家庭に対し、生活一般の相談に応じ、経済・教育など諸問題の解決を助け、その自立に必要な支援を行う人

※3 地域子育て支援拠点：地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談などを実施し、子育ての孤立感・負担感の解消を図り、すべての子育て家庭を地域で支える取組

3 利用者主体のサービス実現

(1) 福祉サービスの充実と利用支援

【現状と課題】

地域における生活課題や福祉ニーズが複雑化・多様化するとともに、国においても各福祉分野における制度改革などが進められていることから、このような状況に対し、よりきめ細やかなサービスを提供していくため、サービス内容の見直しや充実を図っていく必要があります。

また、福祉サービスの利用にあたっては、利用者が必要なサービスを自らの意思で選択して利用できる仕組みになっていますが、福祉サービスを必要とする人の中には、認知症や障がいなどにより必要なサービスの選択ができない人がいます。こうした人たちが地域で安心して生活を送れるよう、日常生活における援助や代行などを行う※1日常生活自立支援事業の利用促進が求められています。

さらに、判断能力が充分でない方々が自立して生活できるように、財産管理や身上監護を行う※2成年後見制度の普及と利用促進が望まれています。

今後の取組

① 日常生活自立支援事業の推進

日常生活自立支援事業は、高齢者や障がいにより判断能力が不十分な方に、福祉サービスの手続や日常生活における金銭管理の支援などを目的とした事業です。

制度が広く浸透されるよう市ホームページなどを通して普及啓発に努めるほか、地域包括支援センターや民生委員・児童委員と連携して対象者を把握し、利用の促進を図っていきます。

② 成年後見制度等の普及・利用促進

誰もが住み慣れた地域で、地域の人たちと支えあいながら、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができるような支援が求められています。

成年後見制度は、認知症や障がいなどによって、物事を判断する能力が十分でない人について、その人の権利を守る援助者を選任することで、本人を法律的に支援する制度です。

本市では、社会福祉協議会において成年後見支援センターを開設し、引き続き相談や利用支援のほか、広報などの普及啓発を進めていきます。

また、※3市民後見人の育成のため市民後見人養成講座を開催し、市民が成年後見の知識や理解を深める取組を行っていきます。

今後は、市民後見人の活動を支援するため、社会福祉協議会において市民後見人の後見監督人を務めるほか、社会福祉法人などにおける法人後見の導入を推進するための取組を進めます。

③ 地域での生活を支える基盤の確保

「高齢者保健福祉計画」「介護保険事業計画」「子ども・子育て支援事業計画」「障がい者計画」「障がい福祉計画」「健康づくり伊達21」「伊達すこやか親子21」に基づき、多様なサービスを計画的に整備するとともに、利用者の視点に立った円滑なサービス提供に努めます。

住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムが構築されるよう、地域や関係機関との連携を一層強化するとともに、同一事業所で介護保険サービスと障害福祉サービスを受けられる「共生型サービス」の提供体制の整備を促進します。

地域共生社会の実現に向けて、その土台となる地域力の強化を図っていきます。

-
- ※1 日常生活自立支援事業：認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち、判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう福祉サービスの利用援助等を行う事業のこと。
 - ※2 成年後見制度：認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等に対し、その能力を補充するために代理人等を定め、その代理人が本人の権利擁護を基本として、財産管理や福祉サービスを含む各種法律的契約事務を行うもの。
 - ※3 市民後見人：市町村が実施する養成講習を受講し、成年後見に関する一定の知識・態度を身につけた人の中から、家庭裁判所により成年後見人等として選任された人

第4 地域福祉ネットワークの体制づくり

1 地域のネットワーク化

(1) 家庭・地域・行政の連携強化

【現状と課題】

支援が必要な人に対する保健、福祉、医療のネットワークづくりを進めるうえで、地域、民間事業者、NPOやボランティア団体、社会福祉協議会及び行政が相互に連携することがますます重要になっています。

生活困窮者への支援強化のほか、※1権利擁護支援に伴う地域との連携とその支援体制の構築が求められています。

犯罪や非行をした人の中には、地域社会で孤立し、生きづらさから再び犯罪や非行を起こすことがあります。立ち直ろうとする人に寄り添い、十分な支援を行い、社会の一員として受け入れる社会環境を整える取組が求められています。

今後の取組

① 福祉委員との連携

社会福祉協議会と連携し、地域福祉の担い手の一人である福祉委員の育成や資質の向上を支援して地域福祉の充実に努めます。

また、社会福祉協議会が作成した「福祉委員活動の手引き」の活用を図ります。

② 地域におけるネットワーク支援体制

事業者協力による高齢者等地域見守り活動（※2もしかしてネット）に引き続き取り組んでいきます。地域における市民と事業者が一体となって子どもや高齢者、障がいのある人などの見守り組織づくりを促進し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう地域生活課題を把握し、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの確立に向けて取り組みます。

また、山下町の高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）に配置したL S A（生活援助員）を活用して、周辺地域に対する高齢者などの地域見守り活動を進めます。

活動を行う組織が連携・協力して地域で支えあうネットワークの構築を図ります。

※1 権利擁護支援：判断能力が不十分な方に、より適切な判断ができるように手助けすること。

※2 もしかしてネット：高齢者が安全で安心して暮らせる社会づくりを進めるため、伊達市と市内で配達などをされている事業者との間で協定を締結し、高齢者などの地域見守りを行う活動のこと。

③ 生活困窮者等を支えるネットワーク体制の確立

何らかの支援が必要である、いわゆる「制度の狭間」にある人や生活困窮者に関する相談などが増えている中で、伊達市生活困窮者自立支援協議会の活動を強化し、関係機関と連携を図りながら定期的な訪問を行うなど、自立した生活が送れるよう支えるネットワーク体制を確立します。

④ 再犯防止の取組を推進するための地域での支援体制

地域で犯罪が繰り返されることなく、誰もが安全で安心して生活することができるような社会を構築するため、法務省関係機関・北海道・※1保護司・※2協力雇用主会などと連携を図ります。

また、保護司会や更生保護女性会の活動、更生保護サポートセンターの運営の支援を行うとともに、再犯防止についての広報や「※3社会を明るくする運動」などを行い、再犯防止への理解を地域に深める活動を行います。

再び地域社会で生活することができるよう就労や住居を確保するための支援を行い、早い社会復帰を目指すとともに、地域での支援体制づくりを確立していきます。

⑤ 地域連携ネットワークの構築と整備

地域に暮らすすべての人が尊厳をもってその人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する権利擁護支援の「地域連携ネットワーク」を構築します。

権利擁護支援を必要とする人を早期に発見し、速やかに適切な支援を行うとともに、意思決定の支援や身上保護を重視した支援体制の構築を目指していきます。

また、地域連携ネットワークが適正に機能するよう中核機関を整備し、様々な支援の内容を検討するとともに、関係機関が連携強化していくための協議会を運営するなどコーディネートを担う役割を確立していきます。

※1 保護司：犯罪や非行をした人たちが再び罪を犯すことがないように、その立ち直りを地域で支える民間のボランティア

※2 協力雇用主：犯罪や非行をした人たちを雇用し、自立や社会復帰に協力することを目的とした事業主のこと。

※3 社会を明るくする運動：法務省が主唱する、すべての日本国民が犯罪の防止と犯罪者の矯正及び更生保護についての正しい理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で明るい地域社会を築くための啓発活動

(2) 社会福祉協議会との連携強化

【現状と課題】

本市においては、地域福祉を主体的に担う社会福祉協議会のほかに、「伊達市地域包括支援センター」や「※1だて地域生活支援センター」などが高齢者や障がい者の地域生活をサポートしています。

地域福祉の充実を図っていくためには、各種の福祉事業を効果的・効率的に実施し、より円滑に推進するため、社会福祉協議会が主体となって、関係機関や団体との連携・協力を図り、地域福祉の総合的な体制づくりが求められています。

今後の取組

① 社会福祉協議会との連携

民生委員・児童委員、自治会、地区社会福祉協議会、老人クラブなどの地域活動を行う団体が相互に連携補完しあって地域福祉の向上・充実に向けた体制づくりを推進していくために、地域福祉の推進役となる社会福祉協議会とより一層の連携強化を図ります。

また、地域における各種福祉サービスの相談支援、ボランティア活動への支援、共同募金運動への支援など社会福祉協議会と連携し、強化に努めます。

さらに、社会福祉協議会が主体的に地域福祉活動の中心となり、地域活動を行う団体のコーディネーターの役割を強化していきます。

(3) 市民活動団体・ボランティア団体のネットワークづくり

【現状と課題】

地域福祉の充実を図っていくためには、市民のボランティア活動に対する理解を深めることが重要であり、その参加を促進するためには、情報を収集し提供するとともに相談や調整ができるネットワークづくりが必要となります。

今後の取組

① 市民活動団体・ボランティア団体のネットワークづくり

市民活動支援員が※2市民活動団体の立ち上げ支援やネットワークづくりを行っていくほか、情報共有や組織化が進んでいくよう意見交換などを通して各団体と連携して活動を促進していきます。

※1 だて地域生活支援センター：障がい者の就労支援やグループホームの利用・相談とその他総合相談の専門窓口があり、地域の関係機関や法人内の各事業所とも連携を取りながら専門的な支援を行い、各種サービスや事業の紹介、利用調整を行っている事業所

※2 市民活動団体：本計画では、地域において自主的に活動する自治会や老人クラブ、NPOなどを指す。

(4) 当事者団体のネットワークづくり

【現状と課題】

精神障がい者の当事者団体が他団体との交流を行い、社会参加や社会性の回復を促進し、地域における理解と支援の輪を広げています。

地域にある老人クラブや障がい者団体などの組織のネットワークづくりを進めるとともに、生活全般を含めた支援や情報の共有など連携体制づくりが求められています。

今後の取組

① 当事者団体のネットワークづくり

各団体間の情報提供やネットワークづくりを進め、利用者主体のサービス提供に努めます。

また、様々な当事者の組織や活動を支援していくことで、活動の場を確保し、地域における理解と支援の輪を広げていきます。

(5) 行政関係機関のネットワークづくり

【現状と課題】

連合自治会、民児協、社会福祉協議会、老人クラブ連合会などが地域における身近な問題の発見とその解決に向けて、見守りや声かけ、相談支援など様々な地域の福祉活動に取り組んでいます。

また、伊達市地域包括支援センターが中心となり、介護・福祉・保健・医療などの各種サービスや地域での重層的な見守り体制の構築に向けて「地域ケア会議」を定期的に行い、各専門分野から意見を聴取することで、地域の高齢者の多様なニーズに対応していきます。

こうした組織が連携・協力し、地域の実情に即した活動ができるような地域包括ケアシステムの構築に取り組むための体制づくりが必要となります。

今後の取組

① 市役所内の全庁的な体制の強化

地域生活に課題を抱える人を包括的に支援していくため、引き続きケース会議などを通して介護・福祉・保健・医療を含めた庁内部局の横断的な連携体制の強化を進めます。